

○給食用物資納入の発注・納品・支払について

1 見積もり依頼

登録業者の中から、学校給食センターが、品目ごとに業者を選定し、見積もり依頼します。（※市内業者を優先して行います。）

2 見積もり合わせ

見積もり依頼があったときは、期限までに見積書を作成してください。学校給食センターで、価格及び品質等を考慮し、納入業者を決定し、連絡いたします。

3 契約の締結

連絡のあった納入業者は、山陽小野田市と食材の納入に関して契約（単価契約）を締結していただくことになります。

4 給食用物資の発注

決定した納入業者に対して、学校給食センターから発注書を送付します。

5 給食用物資の納入

発注書が届いたら、指定された日時に、食材を納入します。納入食材はその都度検収するので、適合しない食材については、交換又は返品場合があります。

6 支払い

納入業者は、月ごと（月末締め）で、学校給食センター（山陽小野田市長あて）に請求書を提出してください。請求のあった日から30日以内での支払いとなります。（月初めに請求があった場合には、その月末）